

# ブロック塀等安全対策補助事業

受付期間：令和7年4月15日～令和8年1月30日まで（先着順）

## STEP① 補助対象となるブロック塀等及び補助対象者

### 条件① 避難路や通学路に面しているもの（※隣地境界にあるものは対象外）

- ・避難路…「松山市地域防災計画」において指定されている  
緊急輸送道路および**主要避難路**
- ・通学路…教育委員会が、児童の通学の安全確保のために指定している道路又は  
通学のために利用している通路等。

※**主要避難路**については、国道・県道・市道や道から道へ通り抜けられる農道等が  
「住宅や事業所等から指定緊急避難場所又は指定避難所等へ至る  
**不特定多数の者が通行する道**」として補助対象になります。

### 条件② 危険なブロック塀等であること

- ・「ブロック塀の点検のチェックポイント」で1項目以上の不適合があるもの  
**塀に傾きやひび割れがあれば**補助対象になる場合があります！  
(※門柱やフェンス等は除く)

### 条件③ 補助対象者

- (1)対象となるブロック塀等を所有する方 (2)市税を滞納していない方

## STEP② 除却または建替えの補助金額!!

### 【 補 助 額 】

除却または建替え費用の2/3  
(1mあたり8万円を限度)

特に危険なブロック塀等の除却  
(※基礎がないもの等)

危険なブロック塀等の  
除却または建替え

除却費用の1/2

**最大 30 万円**

**最大 7.5 万円**

※1敷地に対して補助金の交付申請は1回のみ

※補助の金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

※補助の対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。

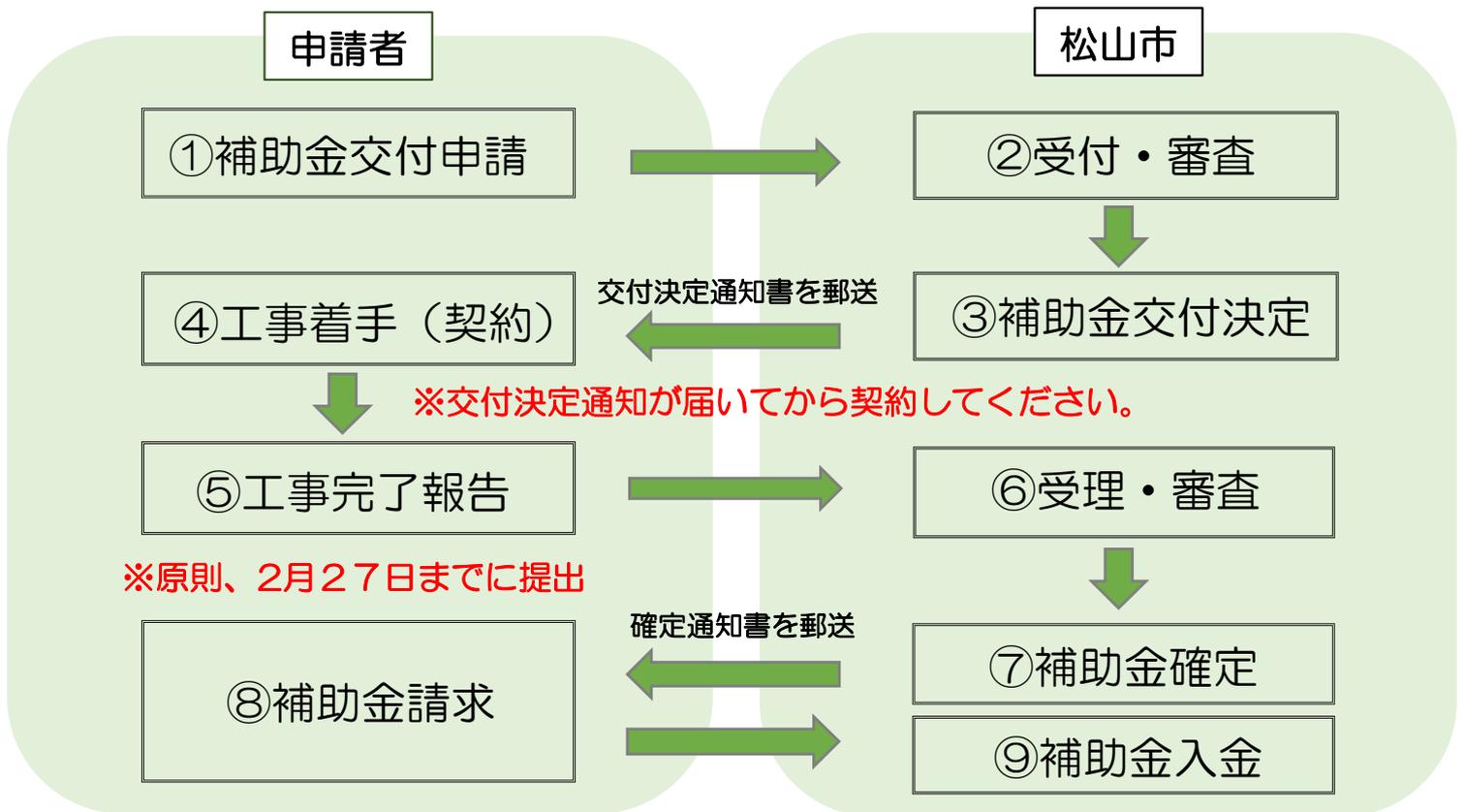
**※補助申請の流れは裏面をご覧ください。**

# ●対象工事

※工事契約前に申請が必要です!!

- 除 却： 道に面した危険なブロック塀等を撤去する工事
- 建 替 え： 撤去後に、ブロック塀やフェンス等を新設する工事

# ●手続きの流れ



【申請に必要なもの】 (詳しくはホームページをご確認ください。)

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 (第1号様式)                    | <input type="checkbox"/> コンクリートブロック塀等の点検表 (第2号様式) |
| <input type="checkbox"/> 付近見取図 (住宅地図の写し等)                    | <input type="checkbox"/> 図面 (配置図、高さ・仕様が明示された図面など) |
| <input type="checkbox"/> 現況写真                                | <input type="checkbox"/> 見積書又はその写し                |
| <input type="checkbox"/> 所有者等であることを証する書面 (土地又は建物の登記事項証明書の写し) |   |
| <input type="checkbox"/> 市税の完納証明書 (原本)                       | <input type="checkbox"/> そのほか市長が必要と認める書類          |

# ★注意事項

- コンクリートブロック塀やフェンス・板塀等に建替える場合には、下記にご注意ください。
- 幅員4m未満の道路に面している → **狭あい道路に関する手続き**が必要な場合があります。
  - 防火・準防火地域の塀等の新設 → **建築確認申請**が必要です。
  - 既設の擁壁や基礎の上に、**あと施工アンカー等**を使用してブロック塀の建替えはできません。

お問合せ先：松山市建築指導課 監察・防災担当 (市役所本館9階)

☎：948-6512 FAX：934-0640

